

第1章 計画の基本的事項

Chapter 1

第1節 基本的事項

1 計画策定の趣旨

本市では、平成22(2010)年度に第2次足利市環境基本計画を策定し、環境やエネルギーを取り巻く情勢の変化を踏まえた見直し(平成28(2016)年)を行いつつ、環境像「自然と人と歴史が共生する うるおいのある都市 まち あしかが」の実現のために計画の推進に取り組んできました。令和3(2021)年度に計画期間の満了を迎えることに伴い、これまでの取り組みを振り返り、成果や課題を明らかにしたうえで継続的な取り組みを行うため、第3次足利市環境基本計画を策定いたしました。

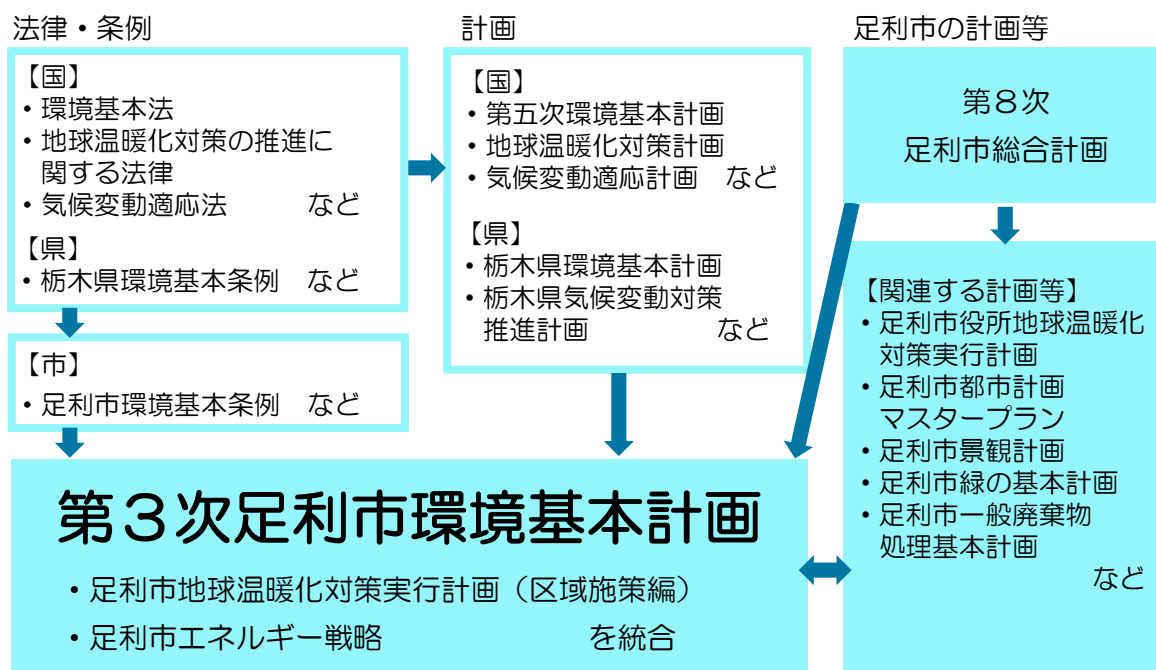
前計画の期間中、世界における環境を取り巻く情勢は大きく変化しました。世界各地で地球温暖化が原因とされる気候変動が顕著になるとともに異常気象が頻発するようになり、「パリ協定」の採択(平成27(2015)年)、「2050年カーボンニュートラル」宣言(日本、令和2(2020)年)など地球温暖化防止に向けた取り組みが全世界において加速しています。また比較的新しいといえる環境問題も顕在化し、近年では食品ロス問題や、海洋プラスチック問題などがクローズアップされています。第3次足利市環境基本計画では、これらの情勢に対応できるよう、これまでの取り組みを発展的に見直し、計画に位置付けるものとします。また、「持続可能な開発目標(SDGs)」の考え方を取り入れ、その実現に環境の面から貢献できるよう取り組みます。

2 計画の位置づけ

本計画は、足利市環境基本条例第8条の規定に基づき策定する環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定めた計画です。足利市基本構想(第8次足利市総合計画)に示されるまちづくりを環境の面から実現するためのものであり、環境に係る各種計画との連携・調整を図るとともに、各種施策及び事業に横断的に対応します。

また本計画より、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「地球温暖化対策推進法」という。)第21条の3第3項の規定に基づく「足利市地球温暖化対策実行計画区域施策編(あしかがストップ温暖化プラン)」と、「足利市エネルギー戦略」を統合し、一体的な推進を図ります。

図1 計画の位置づけ



3 計画の対象

計画が対象とする地域は、足利市全域とします。

本計画に関する対象範囲は、以下の5項目とします。

分野	内容
地球環境 (区域施策編)	地球温暖化対策／省エネルギー／再生可能エネルギー／ 廃棄物／資源循環 など
自然環境	自然環境／生物多様性／外来生物対策 など
生活環境	典型7公害／水環境／生活排水 など
快適環境	都市景観／公園・緑地／歴史・文化的環境 など
環境教育	環境教育／環境学習／ボランティア など

4 計画の期間

第8次足利市総合計画との整合性を図るため、令和4(2022)年度から令和11(2029)年度の8年間を計画期間とします。

環境に関する基礎的条件や社会経済情勢の変化が著しい場合は、必要に応じ見直しを行います。

第2節 計画の構成

計画の構成は、次のとおりです。

第1章 計画の基本的事項	第1節 基本的事項 計画策定の趣旨、計画の位置づけ、 計画の対象、計画の期間 第2節 計画の構成 第3節 各主体の役割と連携
第2章 現状と課題の分析	第1節 足利市の概況 第2節 環境の現状 第3節 アンケート結果分析 第4節 課題の抽出
第3章 計画の目標	第1節 環境像と目標 目指す姿（環境像）、基本目標 第2節 持続可能な開発目標（SDGs）との関連 第3節 施策の体系
第4章 個別施策の展開	第1節 基本目標1 地球環境分野（区域施策編） 第2節 基本目標2 自然環境分野 第3節 基本目標3 生活環境分野 第4節 基本目標4 快適環境分野 第5節 基本目標5 環境教育分野
第5章 進行管理	第1節 計画の推進 第2節 計画の進行管理
資料編	1 足利市環境基本条例 2 足利市環境審議会規則 3 足利市環境審議会委員名簿 4 用語集

第3節 各主体の役割と連携

本計画の目標の達成のためには、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれ求められる役割に基づいて、各主体が協働して環境の保全と創造に取り組み、長期的な観点から環境施策を総合的・計画的に推進することが重要です。

市民、 市民団体の役割

- 日常生活において積極的な環境負荷の低減に努めます。
- 市が実施する環境施策に協力します。
- 地域における環境保全活動に積極的に参加します。

事業者の役割

- 事業活動に伴う公害を防止し、環境負荷の低減に努めます。
- 身近な自然環境を率先して保護します。
- 市民、市民団体や市などとの協働により、地域における環境保全活動を推進します。

市の役割

- 本市の環境の保全や創造を担う責任主体として、本計画に掲げる施策や取り組みを総合的、計画的に実施します。
- 市の事務事業について、率先して環境負荷の低減に努めます。
- 市民や市民団体、事業者と連携を図り、自主的な環境保全活動をサポートします。
- 国や県、近隣自治体と協力・連携を図り、環境保全に努めます。

Ashikaga City Environmental Master Plan
